

セカンドオピニオン外来のご案内

1. セカンドオピニオン外来の目的

セカンドオピニオンとは、「患者さまが現在治療されている病院における治療や方針について、他の病院の医師に意見を聞く」というものです。

例えば・・・

1. 「手術が必要です」といわれて、「本当に手術以外に治療方法はないのか別の先生に聞いてみたい」
2. 「あなたの病気は〇△□病の可能性が高いです」といわれて、「本当にそうか別の先生に聞いてみたい」
3. 「もう何の治療方法もありません」といわれて、「そんなこといわれても・・・どうすればいいのかわからない」

といった場合などの相談をお受けするものです。

その意見や判断を患者さまがご自身の治療に際して参考にしていただくのが目的です。

当院では、新たな検査や治療は行いません。また、相談後の治療は紹介元主治医に継続していただくことが原則であり、相談内容については主治医にご報告させていただきます。

そのため、当院での治療や検査、入院をご希望される場合でも、改めて福島病院での治療を希望する旨の紹介状を医師に書いていただくこととなります。

なお、医療事故、裁判に関わる相談、主治医に対する不満等に関する相談には応じられません。

2. セカンドオピニオン外来の実施診療科

現在福島病院では、以下の診療科でセカンドオピニオン外来を行っております。

内科／整形外科／脳神経内科／小児科

* 常勤医師による診療科で対応し、非常勤医師による診療科は実施しておりません。
ご了承ください。

3. セカンドオピニオン外来受診までの流れ

<予約方法>

- ① 電話でお申し込みいただきます(地域医療連携室～電話番号:0248-75-2279)
- ② 病院から必要書類を送付いたします(又はHPからも取得できます)
- ③ 「主治医の先生へのお願い」様式③と「診療情報提供書」様式⑤を主治医の先生にお渡し下さい。
- ④ 診療情報提供書及び検査データ等の必要書類等を持参し、窓口地域医療連携室にお申し込まれます。(郵送でも可能です)
- ⑤ 相談希望日時をお聞きし、日程を調整させていただきます。
- ⑥ 2～3日後に、セカンドオピニオン相談日時、診療科を文書にてお知らせいたします。
- ⑦ お申し込みから、相談実施日まで、7日～10日程度の日数を要することもあります。

<以下の書類等を忘れずご用意ください>

- ① セカンドオピニオン外来申込書(様式4)
- ② セカンドオピニオン外来専用診療情報提供書(様式5)
- ③ 相談者をご本人以外(原則家族のみ)では、相談同意書(様式6)と相談者との続柄を示す書類(保険証等)
* ①～③は当院のホームページからもダウンロードできます
- ④ レントゲン、CT、MRIのフィルムや検査結果等

4. セカンドオピニオン外来受診（当日）の流れ

- ① 受付 総合受付にお越し下さい。
- ② 相談 各診療科の外来診察室で行います。
原則、患者様ご本人の相談となりますが、患者様の同意があればご家族でもご相談できます。
- ③ 会計 会計受付に伝票をお出し下さい。
- ④ 終了 お預かりした資料はすべてお返しいたします。
後日、相談記録を紹介元の医師に郵送いたします。

5. 相談時間及び相談料

相談時間は、原則30分単位となります。相談料は自費となります。（健康保険の対象にはなりません）

相談料は30分以内5,500円、以後30分毎に5,500円加算となります。（金額は消費税込み）

お問い合わせ先

国立病院機構福島病院（地域医療連携室）

セカンドオピニオン外来受付担当

〒962-8507福島県須賀川市芦田塚13

Tel0248-75-2131（代表）直通0248-75-2279 Fax 0248-75-2569

[E-mail 119-renkei@mail.hosp.go.jp](mailto:119-renkei@mail.hosp.go.jp)